

# 静岡市災害廃棄物処理計画（案）について



写真出典：環境省HP（災害対策フォトチャンネル）

災害廃棄物処理計画により  
円滑・迅速な処理を確保！

日本は、災害が発生しやすい国土です。これまでの東日本大震災等の地震災害や、近年発生している豪雨災害では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が課題となっています。本市は、平成18年3月に災害廃棄物処理計画を策定していますが、南海トラフ巨大地震や毎年のように発生する豪雨災害に確実に対応するために、過去の災害の知見、社会情勢の変化を本計画に反映し、迅速な復旧・復興に資する必要があります。

## 1 計画の目的

- その1** 南海トラフ巨大地震を始めとする地震、風水害等の非常災害に伴い発生する廃棄物の処理体制を整備し、適正かつ円滑な処理を実現し、都市機能の早期復旧・復興につなげます。
- その2** 災害時の体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期の事務の停滞を防ぎ、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の適正処理につなげます。

## 2 対象とする災害と廃棄物

- ★対象とする災害 大規模地震、風水害等の自然災害
- ★対象とする廃棄物 ①災害廃棄物、②生活ごみ、③避難所ごみ、④し尿

### 基本方針

- 1 衛生的な処理
- 2 迅速な処理
- 3 計画的な処理
- 4 環境に配慮した処理
- 5 分別の徹底・資源化の推進
- 6 安全作業の確保

### 災害廃棄物とは

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものです。

- ・廃棄物処理法の原則を遵守
- ・適切な対応による公衆衛生の確保
- ・再資源化の徹底による持続可能な処理

安心・安全な処理による  
迅速な復旧・復興を目指します！

基本方針は、災害時の廃棄物処理の柱です。

災害時には「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理に当たります。この時に柱となるのが基本方針です。実行計画では、基本方針に基づき方針を決定し、処理を推進します。

## 3 廃棄物の処理

いかなる時も万全に！

国、静岡県、事業者等の関係機関と連携して処理体制を構築します。



災害支援協定

1. 非常事態に備える

2. 相互支援の構築

広域連携

3. 平時からの関係構築

災害廃棄物の処理は、原則本市のみで実施します。しかし、甚大な被害により本市の処理能力が不足する時は、事業者や国、県と連携し、生活環境の保全を図る必要があります。

### 1. 災害廃棄物

（発生例）

- ・災害起因による片付けごみ
- ・損壊家屋の解体がれき 等

（対応事項の例）

- ①発生状況調査
- ②品目毎の処理方針の決定
- ③仮置場の開設
- ④再資源化の徹底

【ポイント】

- ・廃棄物の発生量・性状の把握
- ・品目毎の適正処理の確保
- ・仮置場の管理、運営方針
- ・関係機関との連携体制の構築

### 2. 生活ごみ・避難所ごみ

（発生例）

- ・日常生活で発生するごみ
- ・使用済携帯トイレ 等

（対応事項の例）

- ①迅速な収集体制の整備
- ②分別品目の決定・周知（優先収集品目の決定）
- ③時期毎の最適な体制整備

【ポイント】

- ・収集ルート決定
- ・収集体制の構築（3日以内）
- ・非日常時特有のごみへの対応
- ・廃棄物処理業者との連携

### 3. し尿

（発生例）

- ・避難所等に設置する仮設トイレから発生するし尿

（対応事項の例）

- ①迅速な収集体制の整備
- ②し尿処理業者との連絡調整
- ③時期毎の最適な体制整備

【ポイント】

- ・収集ルート決定
- ・収集体制の構築（3日以内）
- ・生活環境の保全の確保
- ・し尿処理業者との緊密な連携

## 4 改定の必要性

社会情勢の変化に応じた計画に！！

近年、毎年のように発生する豪雨災害では、多量の災害廃棄物が発生しています。豪雨災害は、日本全国どの場所においても発生する可能性があり、各市区町村は事前の準備を万全にしておく必要があります。

また、日本は、過去の大规模地震への対応時の課題・知見が豊富であり、国は、法律の改正などにより、非常災害への対応力の強化を図っています。

本市においても、過去の事例の経験・知見を活かすとともに、国の方針を踏まえた改定が必要となっています。



出典：環境省HP（災害対策フォトチャンネル）

風水害への対応

特例制度の活用

知見等の反映

### 災害廃棄物処理計画への盛り込み

- ・風水害等に関する留意事項を追加
- ・廃棄物処理法の特例制度の活用について規定
- ・対応力強化のため、計画見直しに関する規程を追加